

議案第52号

大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月14日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合において、第14条第1項の規定は適用せず、第8条から第16条まで（第14条第1項を除く。）、第19条及び第20条並びに別表の規定の適用については、これらの規定（第20条を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」とするほか、第8条中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、第9条第1項中「使用しよう」とあるのは「利用しよう」と、同条第3項中「使用に」とあるのは「利用に」と、第10条中「使用」とあるのは「利用」と、第11条から第13条まで、第14条第2項、第19条及び第20条中「使用者」とあるのは「利用者」と、第11条中「使用し」とあるのは「利用し」と、「使用の」とあるのは「利用の」と、第12条第1項中「使用する」とあるのは「利用する」と、第13条第1項中「使用を」とあるのは「利用を」と、同項第3号中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、第14条第2項から第16条まで及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第19条第1項中「使用が」とあるのは「利用が」と、「使用を」とあるのは「利用を」と、「使用の」とあるのは「利用の」と、第20条中「使用に」とあるのは「利用に」と、別表の1の表中「使用人員」とあるのは「利用人員」と、同表の1の備考中「使用する」とあるのは「利用する」と、同表の2の表中「使用時間」とあるのは「利用時間」と、「使用区分」とあるのは「利用区分」と、同表の2の備考1中「超過使用時間」とあるのは「超過利用時間」と、同表の2の備考1及び2並びに同表の5の備考中「使用する」とあるのは「利用する」と、同表の5の備考1中「使用」とあるのは「利用」と、同表の5の備考2中「使用は」とあるのは「利用は」と、「使用時間」とあるのは「利用時間」とする。

第7条を第6条とする。

第8条第2項中「市長は、必要があると認めるときは、ふれあいの丘のすべての施設について前3号の規定にかかわらず休館日」を「前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、休館日」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「（使用時間）」に改め、同条中「利用時間」を「使用時間」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条ただし書中「特に認めた」を「特別の理由があると認める」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第1項中「（自然観察館及び天文館を除く。）」を削り、「利用しようとする者」を「使用しようとする者」に改め、同条第2項中「入館券」を「第14条の規定による入館料の納付」に改め、同条第3項中「入

館券」を「第14条の規定による入館料の納付」に、「利用」を「使用」に改め、同条を第9条とする。

第11条（見出しを含む。）中「利用」を「使用」に改め、同条を第10条とする。

第12条の見出し中「目的外利用」を「目的外使用」に改め、同条中「利用許可」を「第9条の規定により許可」に、「利用者」を「使用者」に、「利用し、又は利用」を「使用し、又は使用」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「利用者」を「使用者」に、「利用する」を「使用する」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第12条とする。

第14条の見出し中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第1項中「利用者」を「使用者」に、「第10条第1項から第3項」を「第9条第1項から第3項まで」に、「利用を」を「使用を」に改め、同項第1号中「第10条第4項」を「第9条第4項」に改め、同項第2号中「第11条各号」を「第10条各号」に改め、同項第3号中「利用許可」を「使用許可」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第14条 ふれあいの丘の使用料（自然観察館及び天文館にあっては、入館料をいう。以下同じ。）は、別表に定める額とする。

2 使用者は、前項の使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。

第15条を次のように改める。

（使用料の減免）

第15条 市長は、公益上特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

第16条（見出しを含む。）中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「市長と指定管理者が協議のうえ、特別な理由があると認めるときは、指定管理者は」を「規則で定める場合は」に改める。

第17条中「法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。次条において「法」という。）」に改める。

第20条を第21条とする。

第19条中「利用者」を「使用者」に、「利用に」を「使用に」に、「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第20条とする。

第18条第1項中「利用者」を「使用者」に、「利用が」を「使用が」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に、「利用を」を「使用を」に、「利用の」を「使用の」に改め、同条第2項中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（利用料金の承認）

第18条 ふれあいの丘の利用料金の額は、別表に定める額を上限とし、法第244条の2第9項の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表中「第15条」を「第6条、第14条、第18条」に改める。

別表の1中「宿泊利用料金」を「宿泊使用料」に改め、同表の1の表中

「

利用人員	利用料金	
	大人	中学生以下

」

を

「

使用人員	使用料	
	大人	中学生以下

」

に改め、同表の1の備考中「利用料金」を「使用料」に、「場合には」を「場合は」に改め、同表の2中「研修施設利用料金」を「研修施設使用料」に改め、同表の2の備考1中「利用料金」を「使用料」に、「超過利用時間」を「超過使用時間」に、「利用する」を「使用する」に改め、同表の2の備考2中「利用する」を「使用する」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同表の2の備考3中「利用料金」を「使用料」に改め、同表の5中「天文館天体観測器具利用料」を「天文館天体観測器具使用料」に改め、同表の5の表中

「

利用料金
------

」

を

「

使用料
-----

」

に改め、同表の5の備考1中「第8条第3項で規定する器具の利用」を「第9条第3項の「器具の利用」」に、同表の5の備考2中「の利用」を「の使用」に、「第8条第3項」を「第9条第3項」に、「利用する」を「使用する」に、「利用料金」を「使用料」に、「利用時間」を「使用時間」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(使用料に係る経過措置)

2 令和3年5月1日からこの条例の施行の日(次項において「施行日」という。)までの間に納入されたこの条例による改正前の大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する

る条例（次項において「改正前の条例」という。）の規定に基づく利用料金は、この条例による改正後の大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定に基づく使用料とみなす。

- 3 施行日から令和4年3月31日までの間に限り、改正後の条例第14条第1項の規定にかかわらず、大田原市ふれあいの丘の使用料（自然観察館及び天文館に係る入館料を除く。）の額は、改正前の条例第15条第1項の規定に基づき指定管理者が市長の承認を得て定めていた利用料金の額とする。